

第12回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金)午後2時から午後3時2分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川正人				
委	員	2番	佐畑幸一	3番	伊東登		
		5番	唯野哲夫	6番	坂本雄司		
		7番	後藤義昭	8番	三國実加		
		9番	小島良金	10番	佐藤雄一		
		11番	武島竜太	12番	中和田吉彦		
		13番	目黒正一				

4. 欠席した農業委員(1人)

1番 丹野義基

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 志賀謙寿

事務局次長兼農業振興係長 渡部賢治

事務局農地係長 橋本庸介

事務局主査 大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和4年度第3号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第12回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第12回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、1番丹野義基委員です。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。5月18日、水曜日、WEBで行われた、前期農業委員会会長・事務局長研修会に、目黒職務代理者と私が参加いたしました。5月27日、金曜日、第12回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。6月3日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。10番佐藤雄一委員、11番武島竜太委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務

局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、2件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業は、許可後3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが、許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、6件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者のあつせんの希望についても確認をしているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせん希望等はございませんでした。

最後に、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、2件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。説明は、以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願い

します。

3 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番についてご報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、売買による所有権移転になります。去る6月3日に、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

譲受人には、貸付地、不耕作地がないことを現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりですので、許可基準第4号農作業従事要件は、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まですべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、番号2番、3番について、担当委員举手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、番号2番、3番についてご報告いたします。これらの案件は、関連する内容となっておりますので、一括して報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりござ

います。権利の設定内容は、使用貸借権の設定（5年間）になります。去る6月3日に、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

本申請における譲受人は、新規就農者となります。譲受人は、本申請で初めて農地の権利を取得することとなるため、貸付地、不耕作地はありません。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。次に、許可基準第4号農作業常時従事要件については、譲受人が新規就農者であるため、農業用機械を所有していませんが、黒木地区の農業者である●●●●さんから農業用機械を借り受け、技術指導の協力を受けつつ、耕作を行っていく計画となっており、将来的には、自身で農業用機械の購入を検討しているとのこと。また、世帯における従事者と従事状況については、議案書記載のとおりで、許可基準第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、今回の申請地の合計面積が30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

よって、許可基準第1号から第7号まですべて非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、番号2番、3番について、補足説明いたします。

武島委員より報告がありましたとおり、本申請の譲受人は新規就農者となっております。譲受人は、現在会社を経営しており、こ

れまで農業経験もなく、農業用機械の所有状況もないため、農地の権利を取得した後、営農を行っていくことが可能かどうかを確認するため、農地法第3条の許可要件には含まれてはいないのですが、備考に記載の、営農計画書、共済細目書、農業への出荷契約書の写しを提出いただいているものです。

また、地域の農業者である●●●●さんに協力いただき、機械を借り受け、技術指導を受けながら耕作を行う計画となっておりますが、譲受人には将来的に規模を拡大する意欲があり、農業機械を自己資金により導入を検討しているとのことでした。

また、協力をいただいている●●●●さんについても、地区担当推進委員である大和田委員に確認をしたところ、きちんと農業を行われている方であり、問題がないとの意見をいただいております。

また、調査担当委員である武島委員より、譲受人に対して農作業日報を備えるよう指導し、農業委員会が求めた際は、農作業日報を提出する、といった誓約書を提出いただいております。こちらは、許可の条件ではなく、法的強制力はありませんが、申請人からの同意を得ており、何か耕作以外の目的で使用する等の問題があれば、確認を行い、指導を行うこととしております。事務局からの説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。12番中和田吉彦委員。

12番 こういう案件は、今後も出る可能性があると思うので、新規就農者の概念について、聞いておきたいのですが。

議 長 暫時、休議します。

(休 議)

(再 開)

議 長 再開いたします。事務局。

事務局 農業委員会としての新規就農者というのは、個人の場合、30アール以上の農地の権利異動を伴った、新たな農業への参入になり

ます。

12番 意見になりますが、やはり新規就農者の概念というものを、きちんと、委員全員に落とし込んで、理解したうえで、それに基づいて判断するということが必要だと思います。

事務局 ご意見を踏まえ、改めて委員の皆様へ、説明する場を設けさせていただきます。

議長 他に、質疑ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局よりご説明申し上げます。

申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。当初計画者は、昭和49年6月19日付けで、農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、事業計画である自己住宅建築が困難となったものであり、承継者に所有権を移転し、建築業用砂利置場用地へ事業計画の変更をするものでご

ございます。議案第3号1番案件と関連がございます。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(カ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員举手願います。8番三國実加委員お願いします。

8 番 議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について報告いたします。去る6月3日に、9番委員、10番委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。事務局から説明があった議案書に記載の事業計画変更の承認要件にある(ア)から(カ)の内容に基づいて確認したところ、議案書に記載のとおり、6つの要件すべてを満たすものと判断いたしました。以上のことから、事業計画変更承認申請は、承認することが妥当と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めま

す。事務局。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から4番案件について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

初めに、1番案件です。先ほど議決をいただいた、議案第2号番号1番と関連がある内容であり、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、建築業用砂利置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人の実父が所有する土地があり、併用地の用途は通路になっています。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、建築業用資材倉庫建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が一般住宅建築、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第32条申請済みであり、承認見込みとなっております。また、土地改良区の意見書及び地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が太陽光発電設備造成工事の資材置場用地を整備するための一時転用であり、一時転用期間は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借権の設定（3年間）になります。転用許可基準第3号の転用事

業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、法定外公共物占用許可済みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、併用地として法定外道路、水路があり、申請地と併せ、占用許可済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。去る6月3日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地のため、第1種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の、集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 続いて、案件2番、3番、4番について、担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件から4番案件について報告いたします。去る6月3日、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名と現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

初めに、2番案件について。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、近くに基盤整備された農地があり、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断しました。しかし、この案件は、

不許可の例外事業の、集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、3番案件について報告します。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が約50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に4番案件について。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にあり、第2種農地その他の農地に該当します。許可基準第2号の代替地の検討については、代替地の検討結果から、申請地以外での事業は困難と判断しました。したがって、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書記載の対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。許可基準第5号は、事業終了後、議案書に記載のと通りの方法で、農地に復元するとのことです。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番から3番をまとめて報告いたします。

去る6月3日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしました。調査結果を代表して報告します。

番号1番から3番について、申請地の現況は、議案書に記載された申請理由のとおり、すべて原野化しており、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することは困難と見てまいりました。したがって、申請地目どおり、原野として証明書を交付することが妥当であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。
次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号10番までの10件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。
こちらの非農地判断については、農地法第30条の規定により、毎年、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、復旧が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る6月3日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施してまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

番号1番から10番までの現況は、すべて山林化しており、非農地と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和4年度第3号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号番号1番から4番までの4件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第6号令和4年度第3号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定となります。番号1番及び2番の2件は、備考欄に解除条件付きとの記載があります。今回、新たに、所有者個人から、所有者が代表を務める法人へ利用権を設定するものですが、こちらの法人、経営面積が農地法に基づく下限面積を満たしていないため、農地所有適格法人としての要件を満たしておらず、通常は、農地を取得したり、利用権設定を受けることはできません。ただし、一定の条件「地域の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を行うこと」、「法人において、業務執行役員の1名以上が耕作の事業に常時従事すること」、「農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が農用地利用集積計画に定められていること。」といった一定の条件を付したうえで利用権設定を受けることができるとされております。また、利用権設定を受けた後も、適正利用のために、年1回の、農地の利用状況の報告が義務付けられているほか、適正に利用していない等、条件を満たしていないと認められた場合は、利用集積計画の取消し等の措置も条件に含まれております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和4年度第3号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第12回相馬市農業委員会総会を閉会とい
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 10番 佐藤 雄一

議事録署名委員 11番 武島 竜太